

調整給付金(不足額給付Ⅰ)申請書(請求書)

宇治市長あて

受付印

※本様式は、調整給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。

様式第5号(返信不要のハガキ)、様式第1号(不足額給付Ⅰ確認書)および様式第2号(不足額給付Ⅱ確認書)が届き、給付額に相違がない場合は、この申請書を使用する必要はありません。

住民税及び所得税の申告、修正、更正、令和6年(2024年)中の退職などで上記確認書等に正しい給付額が記載されていない方は、この申請書で不足分の申請をしてください。

令和6年(2024年)1月2日以降宇治市に転入してきた方等はこの申請書で申請してください。

令和6年(2024年)分所得税の合計所得(令和6年(2024年)1月～12月の収入で判定)が1,805万円を超える場合は所得税分(※1)の給付の対象外です。

令和6年度(2024年度)住民税の合計所得(令和5年(2023年)1月～12月の収入で判定)が1,805万円を超える場合は住民税分(※2)の給付の対象外です。

※1 所得税分(定額減税可能額3万円×(本人+扶養人数)) ※2 住民税分(定額減税可能額1万円×(本人+扶養人数))

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、裏面の下部に署名してください。

- ① 令和7年(2025年)1月1日に宇治市に住民登録がある(住民登録がなくても本市で住民税が課税されている)方で下記の支給要件に該当する場合、これに従い宇治市において算定した支給額が支給されます。宇治市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付)は支給されません。

【支給要件】

I + II (合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。) - III > 0となる

納税義務者

I 所得税分の定額減税可能額: 3万円×減税対象人数※1 - 令和6年(2024年)分所得税額
※1 納税義務者本人+令和6年(2024年)12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

II 個人住民税所得割分の定額減税可能額: 1万円×減税対象人数※2 - 令和6年度(2024年度)個人住民税所得割額
※2 納税義務者本人+令和5年(2023年)12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族含む。国外居住者は除く。)

III 調整給付金(当初調整給付)の額

- ② 調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査等するため、宇治市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ③ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ④ 低所得世帯向け給付(令和5年度(2023年度)非課税給付等、令和6年度(2024年度)非課税給付等)を受給した世帯の世帯主もしくは世帯員ではありません。または受給していても、現時点で受給した各給付の要件を満たしていません。
- ⑤ 添付資料並びに給付額の算出において、令和7年(2025年)8月4日以降の住民税及び所得税の申告、修正、更正等は反映されていません。
- ⑥ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

給付額の算出 (申請額・請求額)

裏面の提出書類に記載されている税の控除不足額や当初調整給付支給額等を計算式に記入し不足額給付額を計算してください。

I + II の額		
令和6年(2024年)分 所得税 控除不足額① (本人+扶養親族 人)	令和6年度(2024年度) 住民税所得割 控除不足額② (本人+扶養親族 人)	控除不足額計③ (①+②)
①源泉徴収票の控除外額、確定申告書第1表④-④所得税分控除不足額(控除外額(定額減税しきれなかった額)) ②令和6年度(2024年度)住民税特別徴収税額通知書または令和6年度(2024年度)住民税納税通知書に記載の控除外額		
I + II - III の額		
不足額給付時再算定額④ 0,000 円	調整給付金(当初調整給付)⑤ 0,000 円	調整給付金 不足額給付額⑥(④-⑤) 0,000 円
上記③を1万円単位に切り上げた額		
※ここは確認書の金額に相違があった場合のみ記入		
本来の給付額(⑥の額) 0,000 円	確認書の給付額 0,000 円	相違分の給付額 0,000 円

1. 申請・請求者

(フリガナ) 氏 名	生 年 月 日	現 住 所
	西暦・明治・大正・昭和・平成	〒
	年 月 日	電話 - -

裏面も必ずご確認ください

2. 振込口座(原則、1の申請・請求者の口座)

(通帳等の写しを本様式に添付いただけない場合は給付を受けられません。長期間入出金のない口座を記入しないでください。)

金融機関名		支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連		本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード		支店コード			

ゆうちょ銀行		通帳記号 (※欄にある場合は ※欄に記入ください)	通帳番号 (右詰めでご記入ください)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせてください
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き 左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を ご記入ください。		1		

※ 金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方など、どうしても口座による受け取りができない方は、宇治市コールセンターまでお問い合わせください。

提出書類

『調整給付金(不足額給付Ⅰ) 申請書(請求書)』(本書類)

※ 必要事項の記入もれがないかよくご確認ください。

- ☐ 給付額(表面下部)
- ☐ 振込口座(裏面上部)
- ☐ 申請者の氏名など(表面下部)
- ☐ 署名(裏面下部)

『当初調整給付の支給確認書、支給決定通知書などのコピー』

※ 令和6年(2024年)に給付された調整給付金(当初調整給付)の住民税定額減税可能額、令和6年度(2024年度)住民税所得割額(定額減税前)、調整給付金支給額がわかる資料を添付してください。

※ 調整給付金(当初調整給付)の対象となっていない場合や、住民税の申告、修正、更正等をし税額等に変更がある場合は、次の資料など、令和6年度(2024年度)個人住民税の定額減税可能額(扶養親族数)および住民税所得割額等がわかる資料のコピーを添付してください。ただし令和7年(2025年)8月4日以降に住民税の申告、修正、更正等を市区町村に提出されたものは算出に反映できません。なお上記の当初調整給付の支給確認書等に修正、更正等が反映されている場合は当該支給確認書等で差し支えありません。

『令和6年度(2024年度)個人住民税の納税通知書、特別徴収税額通知書
令和6年度(2024年度)市・府民税課税証明書などの写し(コピー)』

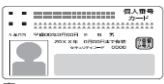
『令和6年(2024年)分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書のコピー』

※ 給付額算出に必要な令和6年(2024年)所得税額等や、令和6年(2024年)所得税分控除不足額等がわかる資料のコピーを添付してください。ただし令和7年(2025年)8月4日以降に所得税の申告、修正、更正等を税務署に提出されたものは本給付金の算出には反映できません。

『退職所得の源泉徴収票コピー』 ※該当者のみ

『本人確認書類のコピー』 ※次のいずれか

- マイナンバーカード(表)



※個人番号通知
カードは不可
- 運転免許証(表・裏)
運転経歴証明書




- 健康保険証(表・裏)
資格証明書




- その他

・パスポート

・年金手帳

(氏名等を確認できる面)

・在留カード

・特別永住証明書等

『受取口座を確認できる書類のコピー』 ※次のいずれか

- 

通帳
(ゆうちょ銀行以外の場合)
- 

通帳
(ゆうちょ銀行の場合)
- 

キャッシュカード
(通帳がない場合など)
- 必ず受取口座の金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義(カナ)が確認できる面のコピーを添付してください。

※ゆうちょ銀行の通帳の場合は通帳見開きのページ全面のコピーを添付してください。

※提出書類の不備はありませんか。(提出書類の不備がある場合、給付が受けられません。)

必ず署名してください

表面の誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。本申立ての内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名